

懇話会委員等からのご意見の反映状況

委員等からのご意見				ご意見に対する 事務局の考え方
番号	該当箇所	懇話会・アンケート等の別	ご意見の概要	
1	前文	第2回懇話会アンケート	<p>①条例を作ることになった経緯や背景、目的を前文として定めてはどうか。</p> <p>②条文を読んだ被害者や支援者が背中を押してもらえるような条例であるべき。</p>	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>条例制定の経緯、背景や被害者支援、性暴力根絶の必要性について県民に分かりやすく伝えるため、条項の前に前文を置くこととします。</p>
2	前文	アンケート	<p>①「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」や「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を参考としてはどうか。</p> <p>②性愛には、親愛の性愛、生殖の性愛、支配の性愛があるが、「性暴力の根絶」という大変強い言葉により、県民が性愛を行うこと自体に萎縮してしまう可能性もある。条例は(意に反した)支配の性愛を禁止するものであり、お互いを尊重し愛し合うことは大切であることを前文に明記されたい。</p> <p>③被害者が声を上げられない背景にある無理解、偏見、差別といった意識の問題に触れてはどうか。</p>	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】</p> <p>前文の構成については、骨子案でその一例をお示しましたが、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>

3	目的	アンケート	<p>①以下の内容を記載してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法下における人権擁護と男女平等に向けた国の取組にもかかわらず、依然として性暴力や偏見等による二次被害が存在 ・支援体制の整備や法的措置の強化、二次被害の防止に取り組む ・包括的な支援体制の構築や教育、啓発、エビデンスに基づいた性暴力防止策の推進 ・関係機関が協力、連携した性暴力防止への取組 ・国際的な人権基準や性暴力防止ガイドラインとの整合、将来の社会的変化を予測ながら性暴力の根絶と被害者を支援 <p>②誰もが性暴力に怯えることなく安心して暮らせる三重県とすることを目的としてはどうか。</p>	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】</p> <p>条例の目的について骨子案でその一例をお示しましたが、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
4	目的 基本的施策	第1回懇話会 第2回懇話会 アンケート ヒアリング	<p>(各機関との連携による)被害者(の回復への)支援、性暴力の根絶、加害者対策、予防と早期発見、早期支援を入れてはどうか。</p>	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】</p> <p>基本的施策として、被害の予防と早期支援につながるための早期発見、被害者等への支援、加害者対策について県が取り組むことを規定します。また、目的への記載について、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
5	目的	第2回懇話会	<p>条例で実現したい獲得目標を明確にすべきである。</p>	<p>【中間案に向けて検討する】</p> <p>目的が明確となるよう、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
6	目的	アンケート	<p>福岡県の条例で定める目的を参考としてはどうか。</p>	<p>【中間案に向けて検討する】</p> <p>条例の目的について福岡県の条例も参考として、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
7	基本理念	第2回懇話	<p>当事者主体のような内容を盛り込むべきである。</p>	<p>【中間案に向けて検討する】</p> <p>基本理念に当事者主体に関する記載とするよう、中間案に向けて検討をさらに進めます。</p>

8	基本理念	第2回懇話会	子どもを一丸となって守るような条例にすべきである	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 子どもを守るために必要な施策について、基本的施策の中で「性暴力の予防・早期発見」として規定します。また、基本理念について骨子案でその一例をお示しましたが、中間案に向けてさらに検討を進めます。
9	性暴力の定義	第2回懇話会 アンケート	被害者への支援については性暴力の概念を広げて広く支援すべき	【骨子案に反映した】 性暴力の定義については、性犯罪の他に性暴力となる行為を具体的に列挙することで分かりやすく定義するとともに、その他同意がなく行われる性的な行為として広い概念で定義します。
10	性暴力の定義	第1回懇話会	性暴力の定義として以下の行為を含めてはどうか。 ①セクシュアル・ハラスメント ②痴漢 ③配偶者性暴力 ④デートDV ⑤性虐待 ⑥デジタル性暴力 ⑦ディープフェイク性暴力 ⑧セクストーション(性的脅迫)	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 性暴力の定義について、さらに検討を進めます。なお、②の痴漢については性犯罪にあたるものと考えていますが、性犯罪に痴漢が含まれることを逐条解説等で説明していきたいと考えています。
11	性暴力の定義	第1回懇話会	性暴力の定義が刑法の性犯罪規定と一致しているのは防止に役に立たないのではないか。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 性犯罪を含め、幅広い行為について性暴力と定義していきます。
12	性暴力の定義	第1回懇話会 アンケート	①アメリカでは「被害者の自由意思に基づく同意なしにあるいは同意や拒否できない相手に対して他者によって行われる、あるいは行われようとする性的行為」と定義されている。 ②『行為に対する相手の明示的な同意がないすべての性的言動は性暴力である』と定義すべき。	【骨子案に反映した】 ①②本条例で定める「同意のない」とは刑法176条(不同意わいせつ)に定める行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じることと考えています。

13	性暴力の定義	第1回懇話会	性暴力を接触型と非接触型に分けて定義してはどうか。	【骨子案に反映した】 定義のうち、「接触的若しくは非接触的なものにかかわらず」とし、定義していきます。どのようなものかについては、逐条解説等でお示していきたいと考えています。
14	性暴力の定義	第1回懇話会	刑法に含まれない多様な性犯罪が出てくることも想定しながら検討すべき。	【骨子案に反映した】 性犯罪を含め、幅広い行為について性暴力と定義していきますが、条例の見直しについても規定し、性犯罪規定の改正に応じて条例も見直していきます。
15	性暴力の定義	第1回懇話会	性暴力の定義にあたっては、「名誉」を侵害するという言葉よりは「尊厳」を侵害するとしたほうがよい。	【骨子案に反映した】 「尊厳の侵害」と定義します。
16	性暴力の定義	第2回懇話会	「それに準ずる」のように幅広い定義の仕方としてはどうか。	【中間案に向けて検討する】 どのような行為が性暴力か明確に県民に分かりやすく定義したいと考えています。
17	性暴力の定義	第2回懇話会 アンケート	①県民がある程度イメージできる定義を示す必要がある。 ②性暴力がどのような行為か明確に列挙していくことが必要である。 ③列挙の順番は、性犯罪、性暴力、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、痴漢、セクシュアル・ハラスメントでどうか。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 ①②性暴力となる行為を列挙することで、県民に分かりやすいものとなるよう定義していきます。なお、③の痴漢については性犯罪にあたるものと考えていますが、性犯罪に痴漢が含まれることを逐条解説等で説明していきたいと考えています。
18	性暴力の定義	アンケート	福岡県条例の定義を参考としてはどうか。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 福岡県の条例も参考に性暴力を定義しています。
19	その他定義	アンケート	直接的な性暴力だけでなく、『誹謗中傷』といった間接的なものも『第二の性暴力』として位置づけてほしい。	【中間案に向けて検討する】 二次被害として定義していきます。

20	責務・役割	アンケート	県だけでなく、市町、県民、事業者（医療、学校、塾など）、警察を規定してはどうか。特に学校教育は非常に重要なので、県とは分けて記載すべき	【骨子案に反映した】 条例では、市町、県民、事業者、医療機関の役割について規定していきます。また、子どもと常に接する機関・事業者を学校等とし、その役割を規定します。 なお、警察は県の機関であることから、警察も含め、県の責務として規定していきます。
21	責務・役割	アンケート	被害者等の回復の支援、加害者等の更生、未然防止の観点を入れると理解しやすいのではないかな。	【中間案に向けて検討する】 それぞれの観点から規定していけるよう中間案に向けてさらに検討を進めます。
22	責務・役割 推進体制の 整備 基本的施策	第2回懇話会 アンケート ヒアリング	県の責務として以下の通り提案する。 ①他機関との連携・調整、SANEの活用 ②民間支援団体への支援 ③性暴力の防止 ④人材確保や予算の確保 ⑤予防教育の推進 ⑥被害の早期発見・早期支援 ⑦性暴力への対応 ⑧条例の点検・見直し ⑨相談者が守られる制度を作る ⑩性暴力の予防と解決、被害者支援、加害防止、啓発 ⑪課題解決のため取組計画的に工程表を示しながら県民と共に取り組む責務。 ⑫被害者の経済的支援と生活支援など。 ⑬被害者が誹謗中傷にさらされた時の配慮、対応。 ⑭県で『記録の収集と永年保管』。 ⑮記録とエビデンスの蓄積から性暴力を防ぐ具体的手立てや考え方の提示。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する・今後の取組の参考とする】 ①関係機関との連携などその内容について、中間案に向けてさらに検討を進めます。 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩推進体制の整備や基本的施策に規定することにより、条例に基づき必要な措置を県がとるよう規定していきます。 ⑪条例に基づき基本計画を策定することを規定し、取組を計画的に進めていきます。 ⑫経済的支援と生活支援など、被害者等への支援については、本条例のほか、三重県犯罪被害者等支援条例の規定に基づき支援していきます。 ⑬各主体の役割として、二次被害防止等に向けた配慮のほか、被害者等支援について、二次被害による影響も含め、被害者が受けた心身への影響から回復するための支援などその内容について、中間案に向けてさらに検討を進めます。 ⑭⑮個人情報保護の観点から県が記録の収集・永年保存を行うことは困難ですが、相談体制の整備を規定することで、被害者等の相談事例の蓄積や有識者の知見を生かし県の施策・取組の検討を進めます。

23	責務・役割	アンケート	知事の責務を入れてはどうか。	【検討にあたって参考とする】 地方自治法において、知事は県を代表し、総括するものと規定されていることから、知事も含め、県の責務として規定していきます。
24	責務・役割	第2回懇話会 アンケート	県民の責務・役割として以下の通り提案する。 ①性暴力の理解、二次被害防止、取組への協力 ②性暴力を発見した場合の通報	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 県民の役割については、性暴力の理解のほか、県の施策への協力や、性暴力を傍観することなく、被害者の立場に立って支援することなど、その内容について、中間案に向けてさらに検討を進めます。
25	責務・役割	アンケート	学校などへの責務・役割として以下の通り提案する。 ①性暴力被害の早期発見・早期対応 ②二次被害の防止 ③研修の推進 ④多職種連携の支援体制の構築	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 学校等の役割を規定します。また、役割については、性暴力被害の早期発見、早期支援や二次被害の防止に努めることや関係機関との連携など、その内容について、中間案に向けてさらに検討を進めます。
26	責務・役割	アンケート	市町などへの責務・役割として以下の通り提案する。 ①性暴力が発生しにくい環境づくり ②住民への理解促進 ③学校等での被害者支援、発生防止	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 ①②市町の役割として、条例の目的の実現に応じた取組の推進や住民の理解促進について規定していきます。 ③学校等の役割として規定していきます。
27	責務・役割	アンケート	県、県民、事業者、民間支援団体について、三重県犯罪被害者等支援条例を参考に規定してはどうか。	【骨子案に反映した】 三重県犯罪被害者等支援条例で定める民間支援団体についても役割として規定していきます。

28	責務・役割	アンケート	<p>被害者等支援に医療機関の協力は必須であるため、医療機関の役割として、以下の通り提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠保全への協力 ・心理的な負担の軽減 ・性暴力による影響からの回復の支援に関する情報の提供 ・性暴力被害事例やその後の治療経緯に関する資料提供 ・その他被害者の状況に応じた対応 	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】</p> <p>医療機関の役割を条例で定義していきます。また、役割の内容については、証拠保全への協力や被害者等に対する回復の支援等に関する情報の提供など中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
29	責務・役割	アンケート	<p>事業者への責務・役割として、以下の通り提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な啓発 ・性暴力の疑いがある場合の相談機関への通告 ・従業員などに対する性暴力のない生活を送ることができるよう支援 	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】</p> <p>事業者の役割を条例で規定していきます。また、事業者の役割として、被害者に対する必要な支援が受けられる配慮や二次被害の防止、性加害相談窓口への相談勧奨など、その内容については、中間案に向けてさらに検討を進めます。</p>
30	推進体制の整備	アンケート	<p>以下の項目を条例で規定することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な支援体制の整備 ・推進計画の策定と検討会議の設置 ・支援従事者の育成 ・支援従事者に対する支援 ・民間支援団体に対する支援 ・財政上の措置 	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する・今後の取組の参考とする】</p> <p>第2章 推進体制の整備には条例の施策を推進するために必要な体制を整備することを規定するとともに、計画的に推進するため、基本計画を策定することを規定していきます。</p> <p>また、人材の育成・支援を規定し支援従事者、民間支援団体も含めた条例の施策を推進するために必要な人材の育成や支援を県が行うことを規定します。</p> <p>また、財政上の措置については、規定の有無に関わらず、条例で規定する県が取り組むべき施策やその他推進体制の整備に必要な予算を要求し、推進していきます。</p>

31	推進体制の整備 基本的施策	アンケート	<p>人材育成に関して、次の通り提案する</p> <p>①福岡県で実施している性暴力対策アドバイザーの導入</p> <p>②教職員への研修(段階別での研修含む)</p> <p>③これまでの性犯罪対応で蓄積されたノウハウを研修に生かす</p> <p>④全医療機関での医療者への研修</p> <p>⑤SANE(性暴力対応看護師)の養成</p> <p>⑥性暴力被害者支援従事者に対するトラウマ・インフォームドケア教育</p> <p>⑦支援機関の専門性の確保</p> <p>⑧職場における相互チェック(性暴力が発生しない環境の点検)</p>	<p>【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する・今後の取組の参考とする】</p> <p>①～⑦例の施策推進に必要な人材の育成や支援について、「人材の育成・支援」として規定し、県で取り組んでいくことを規定します。内容については、条例で定めるべきものについては中間案に向けてさらに検討を進めるとともに、具体的な取組については、基本計画の策定に向けてさらに検討を進めていきます。</p> <p>⑧基本的施策「性暴力の発生しない環境づくり」を規定し、実施可能な県の取組について、さらに検討を進めていきます。</p>
32	基本的施策	第2回懇話会	<p>基本的施策の柱建てについては改めて検討が必要である。</p>	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>基本的施策の柱建てとして、まずは被害の予防・早期発見のための施策を第1の柱として規定し、次に万一、被害が発生した場合の被害者等への支援を第2の柱として規定しました。さらに、性暴力をなくしていくための施策のまとまりを「性暴力のない社会の構築」として第3の柱として規定しました。</p>
33	基本的施策	第2回懇話会	<p>性暴力の定義や責務ごとに何をすべきか施策を規定すべき</p>	<p>【今後の取組の参考とする】</p> <p>条例に基づく基本計画を策定することとしており、計画策定においては性暴力の行為態様等に応じて県がとるべき対応についても検討していきます。</p>

34	基本的施策 (性暴力の予防、早期発見) 推進体制の整備	第1回懇話会 第2回懇話会 アンケート ヒアリング	①性暴力被害を防止するためには子どもへの教育が必要である。 ②教育の推進にあたっては外部の講師を養成し、活用してはどうか。 ③未就学児からの教育や、SNSの危険性、グルーミングなどの手口を教える内容とすること、包括的性教育の実施なども検討されたい。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 ①基本的施策に「予防教育の推進」を規定します。 ②③具体的な教育内容や手法については、必要な人材の育成とともに、効果的なものとなるようさらに検討を進めます。
35	基本的施策 (性暴力の予防、早期発見)	第2回懇話会	被害者への支援だけでなく、将来の被害防止についても考えるべきである。	【骨子案に反映した】 基本的施策には、被害者等の支援のほか、被害の予防・早期発見や、加害防止を含めた性暴力のない社会の構築など、将来の被害防止についても規定していきます。
36	基本的施策 (性暴力の予防、早期発見)	第1回懇話会	声を上げたくても上げられない被害者への支援が必要である。	【骨子案に反映した】 被害者が声をあげられる環境づくりに向けて取り組めるよう「性暴力被害の早期発見」とともに、「県民の理解促進・気運醸成」を施策として規定していきます。
37	基本的施策 (性暴力の予防、早期発見)	第2回懇話会 アンケート ヒアリング	①子どもの性被害に対するアプローチが必要である。子どもの被害者に対してはチームで対応するなど、適切な対応が必要である。 ②教職員からの加害も含めた性暴力対応方法などのマニュアルが必要である。	【骨子案に反映した】 「性暴力の早期発見」で規定することで、子どもの性暴力被害の早期発見と適切な支援に必要な措置を講じることを施策として規定していきます。

38	基本的施策 (被害者等への支援)	第1回懇話会 アンケート	①ワンストップ支援センターの設置根拠が必要である。 ②被害者の支援にあたっては、ワンストップ支援センターと医療機関など、関係機関同士の緊密な(途切れない)連携が必要である。 ③未成年者や若年成人、セクシュアルマイノリティの方や外国にルーツを持つ被害者や家族など、様々な被害者等への支援も必要である。	【骨子案に反映した・中間案に向けて検討する】 ①総合的な相談窓口の整備について、条例で規定します。 ②被害者等の支援にあたっては、医療機関も含めた関係機関との緊密な連携についても規定していきます。 ③相談にあたっては、あらゆる相談者に対応できるよう措置を講ずることを規定するなど、中間案に向けてさらに検討を進めます。
39	基本的施策 (被害者等への支援)	アンケート	被害者だけでなく、その家族も支援の対象とすべきではないか。	【骨子案に反映した】 「被害者”等”への支援」とし、被害者だけでなく、その家族なども含めて支援するよう規定します。
40	基本的施策 (被害者等への支援)	アンケート ヒアリング	被害者等の支援には次の項目が必要である。 ①相談及び情報の提供 ②被害者の心身に受けた回復からの支援 ③安全の確保 ④被害者の回復に向けた中長期的な支援(トラウマ、PTSD 治療など) ⑤心理カウンセリングや法的支援の更なる充実 ⑥三重県犯罪被害者等支援条例でカバーできない項目	【骨子案に反映した】 被害者等の支援について必要な措置を講ずることを規定し、具体的な支援内容については、基本計画で規定していきます。 また、被害者等の支援にあたっては、この条例で定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の規定を適用することとし、支援条例に基づく取組にあたっては、性暴力の特性に応じた措置を講ずることと規定します。
41	基本的施策 (被害者等への支援)	アンケート	加害者若しくは責任を持つ組織から被害者への謝罪や寄り添いの制度が必要である。	【骨子案に反映した】 条例によって加害者や所属する組織に謝罪を義務づけることは困難と考えていますが、加害者に対応する弁護士等を被害者が利用しやすいように法的支援を充実するなど計画策定に向けて効果的な支援についてさらに検討を進めます。

42	基本的施策 (被害者等への 支援)	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科受診など、被害者の中長期的な支援は保健所や市町と連携し、実施したほうがいいのではないか。 ・専門的なトラウマ治療を施すためには、国で決めた診療報酬のみでは採算が取れないため、県による補助などが必要である。 	<p>【今後の取組の参考とする】</p> <p>被害者等の支援にあたっては、医療機関を含めた関係機関との緊密な連携についても規定していきます。また、被害者の回復に必要な具体的支援について、基本計画の策定時において、さらに検討を進めます。</p>
43	基本的施策 (性暴力の 社会の構築)	第2回懇話会 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の再犯防止の対策(加害者の相談窓口)は必要である。 ・再犯防止の対策として、社会復帰支援、心理カウンセリングが必要である。 ・大人による性加害だけでなく、子どもの性加害にも対応する必要がある。 	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>加害防止の相談窓口を設置し、社会復帰に必要な支援や加害防止に向けた心理プログラムの実施などについて、「性暴力加害の防止」として、施策に規定していきます。また、子どもの性加害を防止するための支援についても規定します。</p>
44	基本的施策 (性暴力の 社会の構築)	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者再犯防止に取り組むためには人材育成が必要である。 	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>加害者相談窓口の設置や心理プログラムが実施できるよう、人材育成や多様な機関との連携等について条例で規定し、取り組みます。</p>
45	基本的施策 (性暴力の 社会の構築)	アンケート	住所の届出義務化の規定が必要ではないか。また、届出を怠った場合の過料も必要である。	<p>【今後の取組の参考とする】</p> <p>先行事例を確認したところ、住所の届出義務化が必ずしも加害者相談につながっておらず、まずは届出義務化によらず加害者相談窓口につながる取組を実施していくこととします。</p> <p>なお、条例の見直しに際しては、先行府県の届出制度の状況も踏まえて改めて検討し、社会情勢等に応じて条例の改正等必要な措置を講じます。</p>

46	基本的施策 (性暴力の 社会の構築)	アンケート ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力の実態や身近に発生していることを県民に周知する必要がある。 ・声を上げたくても上げられない被害者が声をあげられるような環境づくりが必要である。 ・県民が一丸となって性暴力をなくしていくため、周知啓発が必要である。 ・県民が性暴力を容認しないよう周知啓発が必要である。 	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>「県民の理解促進と気運醸成」や「性暴力のない社会を考える週間」と規定し、県民等に向けて被害者を全体で支え、性暴力の根絶に向けて、周知・啓発に取り組みます。</p>
47	基本的施策 (性暴力の 社会の構築)	第1回懇話会 第2回懇話会 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・グルーミングや子どもへの性的な勧誘をしてはいけないことを啓発する必要がある ・教室内の見える化など、性暴力が発生しないための環境づくりが必要である。 	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>「性暴力のない環境の整備」として施策を規定し、グルーミング、面会要求等をはじめ、デジタル性暴力やアスリート等盗撮など、被害防止や発生阻止に向けた啓発を実施するとともに、性暴力のない環境の整備に必要な助言、情報提供、その他必要な措置について規定します。</p>
48	その他	アンケート	刑事罰の対象にならなかった加害者の情報収集と記録の一元管理や被害者が加害者と接触しないための措置が必要である。	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>個人情報保護の問題から、加害者に関する情報を収集することは困難であるものと考えていますが、条例において支援等を通じて取得した個人情報を適正に管理するよう規定していきます。</p>
49	その他	アンケート	三重県の性暴力の実態を把握する必要がある。	<p>【今後の取組の参考とする】</p> <p>県内における性暴力の実態把握に向けて検討を進めていきます。</p>
50	その他	アンケート	条例の公布・施行後に条例の見直しが必要である。 見直しの期間は ・適当な時期 又は 3年 としてはどうか。	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>条例の附則に適当な時期に条例を見直すことを規定し、今後策定する計画(期間未定)に合わせて条例も見直すこととします。</p>
51	その他	アンケート	個人情報の適正な管理について条例に規定が必要である。	<p>【骨子案に反映した】</p> <p>条例に個人情報の適正な管理について規定します。</p>